

令和8年第6回豊山町教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和8年6月5日（金） 午前9時30分から午前9時55分まで

2 開催場所 豊山町役場 3階 会議室3

3 出席者 教育長 伊藤圭樹
教育長職務代理者 佐藤正司
教育委員 後藤明美
教育委員 鈴木森晶
教育委員 志水千鶴

説明のため出席した職員

事務局長 小塚和宣
教育参事 山中洋子
学校教育課長 井戸茂治
生涯学習課長 安藤友佳
教育専門員 鷺澤 徹

4 傍聴者 なし

5 議題 日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長の報告

日程第3 付議案件

（1）議案第23号 豊山町社会教育委員の任命について

（2）議案第24号 豊山町青少年育成会議委員の委嘱又は任命について

（3）承認第3号 豊山町学校運営協議会委員の委嘱又は任命に係る代決について

（4）承認第4号 令和8年度豊山町一般会計補正予算（第2号）
（教育委員会関係分）に対する意見に係る代決について

（5）承認第5号 令和8年度豊山町一般会計補正予算（第1号）
（教育委員会関係分）に対する意見に係る代決について

（6）報告第24号 豊山町生涯学習推進審議会委員の任命について
日程第4 その他

6 議事内容

開会の宣告（午前9時30分）

事務局長： 本日は、お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。
定刻となりましたので、令和8年第6回豊山町教育委員会定例会を始めさせていただきます。会議の取り回しを教育長にお願いします。
よろしくお願いします。

教育長： おはようございます。それではただいまから、令和8年第6回教育委員会定例会を開会させていただきます。

【日程第1 前回会議録の承認】

教育長： 議事に入ります前に、事前に配付させていただきました、令和8年5月8日（金）に開催しました第5回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このまま承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

教育長： 令和8年第5回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会后、皆様のご署名をお願いします。

【日程第2 教育長の報告】

教育長： 3年前にもありましたが、6月初旬にもかかわらず、台風の接近がありました。本町では、月曜日には給食を中止とし、登校時間を10時30分からとすることを判断させていただきました。保護者からは、早めの判断で安心して準備できたという話を伺っております。さて、先月、中学校生徒が伊豆方面へ修学旅行に行きました。義務教育最後の素晴らしい思い出作りになったという報告を受けております。また5月23日には、3小学校で運動会が開催されました。教育委員の皆様には、児童の頑張りを見ていただき、ありがとうございました。

今年は熱中症等の心配もありましたが、昨今の気候変動をみると、5月でも真夏日を記録するような気候変動になっていますので、5月の開催で良いのかどうかを校長会でも検討しているところです。できるだけ早期に方向性を示したいと考えております。秋に実施するのであれば、2学期の行事の一部を1学期に行った方が良いのかなど、検討を進めてまいります。

早いもので、今年折り返しの定例会となりますので、教育委員の皆様には引き続きご支援賜りますようお願いいたします。

それでは、事業報告につきまして、事務局長の方からご説明申し上げます。

事務局長： それでは、この間の報告をさせていただきます。5月16日（日）豊山町文化協会総会がありました。5月12日（火）～5月14日（木）、

中学校の修学旅行を実施しております。場所につきましては、東京ディズニーランド、東京、伊豆でございます。5月23日（土）、3小学校運動会を開催しております。6月1日（月）～6月15日（月）の豊山町議会第2回定例会が始まっております。6月2日（火）、町内校長会議を開催しております。6月3日（水）、豊山町体育協会総会を開催しております。私からの報告は以上でございます。

教 育 長 : ただいまの説明について、ご質問等ございますでしょうか。
 （意見なし）

【日程第3 付議案件】

教 育 長 : それでは、付議案件に入ります。「議案第23号 豊山町社会教育委員の任命について」、事務局からの説明を求めます。

生涯学習課長 : —資料に基づき説明—

教 育 長 : ありがとうございます。

部活動の地域展開に向けての中間まとめが令和5年度に出され、3年が経過しようとしております。令和8年度末には最終まとめを確立していきたいと、審議会の前田会長ともお話をしているところでございます。それでは、事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

 （意見なし）

教 育 長 : それでは、ただいまの議案につきまして、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

 （「異議なし」の声）

教 育 長 : ありがとうございます。議案第23号は原案どおり可決といたします。続きまして、「議案第24号 豊山町青少年育成会議委員の委嘱又は任命について」事務局から説明を求めます。

生涯学習課長 : —資料に基づき説明—

教 育 長 : ありがとうございます。この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

 （意見なし）

教 育 長 : それでは、ただいまの議案につきまして、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

 （「異議なし」の声）

教 育 長 : ありがとうございます。議案第24号は原案どおり可決といたします。続きまして、「承認第3号 豊山町学校運営協議会委員の委嘱又は任命に係る代決について」事務局から説明を求めます。

学校教育課長 : —資料に基づき説明—

教 育 長 : ありがとうございます。この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

 (意見なし)

教 育 長 : それでは、ただいまの議案につきまして、原案どおり可決ということとよろしいでしょうか。

 (「異議なし」の声)

教 育 長 : ありがとうございます。承認第3号は原案どおり可決といたします。続きまして、「承認第4号 令和8年度豊山町一般会計補正予算(第2号)(教育委員会関係分)に対する意見に係る代決について」事務局から説明を求めます。

学校教育課長 : —資料に基づき説明—

教 育 長 : ありがとうございます。道德教育について、教育参事から補足をお願いします。

教 育 参 事 : こちらは県の事業でございまして、授業方法と道德教育について、家庭・地域とのあり方について議論・研究していくことを目的としております。研究成果を愛知県内で周知を図ることも目的とするので、県の発表会でも発表するとともに、関係市町の道德教育の推進につなげていくこととなっております。町内の職員へは情報共有や授業参観などを通して道德教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

教 育 長 : ありがとうございます。この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

 (意見なし)

教 育 長 : それでは、ただいまの議案につきまして、原案どおり可決ということとよろしいでしょうか。

 (「異議なし」の声)

教 育 長 : ありがとうございます。承認第4号は原案どおり可決といたします。続きまして、「承認第5号 令和8年度豊山町一般会計補正予算(第1号)(教育委員会関係分)に対する意見に係る代決について」事務局から説明を求めます。

生涯学習課長 : —資料に基づき説明—

教 育 長 : ありがとうございます。この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

 (意見なし)

教 育 長 : それでは、ただいまの議案につきまして、原案どおり可決ということとよろしいでしょうか。

 (「異議なし」の声)

教 育 長 : ありがとうございます。承認第5号は原案どおり可決いたします。
続きまして、「報告第24号 豊山町生涯学習推進審議会委員の任命に
ついて」事務局から説明を求めます。

生涯学習課長 : —資料に基づき説明—

教 育 長 : ありがとうございます。この件につきまして、ご意見、ご質問等ご
ざいますか。

(意見なし)

教 育 長 : それでは、以上で付議案件を終わりたいと思います。

【日程第4 その他】

教 育 長 : 次に「その他」の事項に入ります。事務局から、その他報告事項等
はありますか。

学校教育課長 : —一次回教育委員会定例会の開催日時について連絡—

教 育 長 : 他に委員の皆様から何かご発言があればお願いします。

(発言なし)

閉会の宣告 (午前9時55分)

教 育 長 : 以上で、令和8年第6回豊山町教育委員会定例会を閉会します。

令和8年第6回豊山町教育委員会定例会 次第

日 時：令和8年6月5日（金）

午前9時30分

場 所：豊山町役場 3階 会議室3

1 開会の宣告

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告

4 付議案件

- (1) 議案第23号 豊山町社会教育委員の任命について
- (2) 議案第24号 豊山町青少年育成会議委員の委嘱又は任命について
- (3) 承認第3号 豊山町学校運営協議会委員の委嘱又は任命に係る代決について
- (4) 承認第4号 令和8年度豊山町一般会計補正予算（第2号）（教育委員会関係分）に対する意見に係る代決について
- (5) 承認第5号 令和8年度豊山町一般会計補正予算（第1号）（教育委員会関係分）に対する意見に係る代決について
- (6) 報告第24号 豊山町生涯学習推進審議会委員の任命について

5 その他

6 閉会の宣告

議案第 23 号

豊山町社会教育委員の委嘱又は任命について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 2 項及び豊山町社会教育委員設置条例（昭和 57 年豊山町条例第 17 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり豊山町社会教育委員を委嘱又は任命することについて、議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

豊山町教育委員会教育長 伊 藤 圭 樹

提案理由

この案を提出するのは、豊山町社会教育委員の任期満了に伴い、令和 8 年 4 月 1 日からの新たな豊山町社会教育委員を委嘱又は任命する必要があるからである。

豊山町社会教育委員（案）

No.	氏名	選出区分	所属等
1	岡 泰宏	学校教育関係者	豊山中学校校長
2	小出 芳子	学校教育関係者	元新栄小学校校長
3	高山 誠	学校教育関係者	元新栄小学校PTA会長
4	坪井 万里子	社会教育関係者	豊山町文化協会
5	渡邊 登美子	社会教育関係者	豊山町体育協会
6	鈴木 育生	青少年・家庭教育関係者	豊山町子ども会連絡協議会
7	夏山 杏子	青少年・家庭教育関係者	豊山町民生児童委員協議会

<任期>

令和8年4月1日～令和10年3月31日

<設置根拠>

社会教育法第15条、豊山町社会教育委員設置条例

参考

社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

豊山町社会教育委員設置条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第15条及び第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 豊山町に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（組織）

第3条 委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第 24 号

豊山町青少年育成会議委員の委嘱又は任命について

豊山町青少年育成会議設置要綱（平成 14 年豊山町教育委員会規程第 4 号）第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり豊山町青少年育成会議委員を委嘱又は任命することについて、議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

豊山町教育委員会教育長 伊 藤 圭 樹

提案理由

この案を提出するのは、豊山町青少年育成会議委員の任期満了に伴い、令和 8 年 4 月 1 日からの新たな豊山町青少年育成会議委員を委嘱又は任命する必要があるからである。

豊山町青少年育成会議委員（案）

No.	氏名	所属
1	安藤 春一	少年補導委員代表
2	加藤 貴啓	保護司会代表
3	岡島 清隆	民生児童委員協議会代表
4	堀場 昇	社会福祉協議会代表
5	河村 清志	防犯協会代表
6	太田 繁宏	子ども会連絡協議会代表
7	河村 弥生	更生保護女性会代表
8	坪井 純一	スポーツ少年団本部代表
9	岡島 政信	豊山自主パトロール隊代表
1 0	立松 麻由美	保育園保護者会代表
1 1	岡 泰宏	豊山中学校校長
1 2	渡邊 亘宏	豊山小学校校長
1 3	尾崎 理恵	新栄小学校校長
1 4	伊藤 英紀	志水小学校校長
1 5	渡部 敦志	豊山中学校 P T A 代表
1 6	小出 大輔	豊山小学校 P T A 代表
1 7	下田 晃久	新栄小学校 P T A 代表
1 8	加納 英作	志水小学校 P T A 代表

<任 期>

令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日

<設置根拠>

豊山町青少年育成会議設置要綱

参考

豊山町青少年育成会議設置要綱（抜粋）

（目的）

第1条 この要綱は、豊山町に青少年の指導及び育成に関し広く町民の総意を集集し、町の施策を適切に実施するため、豊山町青少年育成会議（以下「会議」という。）を設置し、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

（事業）

第2条 会議は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- （1） 親子のふれあい活動推進事業
- （2） 青少年健全育成巡回指導事業
- （3） 青少年非行防止啓発活動事業
- （4） その他青少年健全育成に関する事業

（組織）

第3条 豊山町青少年育成会議の委員（以下「委員」という。）は、この会議の目的に賛同する青少年育成機関、団体、町民等をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を行う。

承認第3号

豊山町学校運営協議会委員の委嘱又は任命に係る代決について

豊山町教育委員会事務決裁規程第5条第1項に基づき、教育長が豊山町学校運営協議会委員の委嘱又は任命に係る事務の代決を行ったことについて、同規程第7条第1項に基づき、承認を求める。

令和8年6月5日提出

豊山町教育委員会教育長 伊藤 圭樹

提出理由

この案を提出するのは、豊山町学校運営協議会委員の委嘱又は任命について、豊山町教育委員会事務決裁規程第5条第1項に基づき、教育長が事務の代決を行ったため、同規程第7条第1項により、承認を求める必要があるからである。

承認第4号

令和8年度豊山町一般会計補正予算（第2号）（教育委員会関係分）
に対する意見に係る代決について

豊山町教育委員会事務決裁規程第5条第1項に基づき、教育長が令和8年度豊山町一般会計補正予算（第2号）（教育委員会関係分）に対する意見に係る事務の代決を行ったことについて、同規程第7条第1項に基づき、承認を求める。

令和8年6月5日提出

豊山町教育委員会教育長 伊藤 圭樹

提出理由

この案を提出するのは、令和8年度豊山町一般会計補正予算（第1号）（教育委員会関係分）に対する意見について、豊山町教育委員会事務決裁規程第5条第1項に基づき、教育長が事務の代決を行ったため、同規程第7条第1項により、承認を求める必要があるからである。

承認第 5 号

令和 8 年度豊山町一般会計補正予算（第 1 号）（教育委員会関係分）
に対する意見に係る代決について

豊山町教育委員会事務決裁規程第 5 条第 1 項に基づき、教育長が令和 8 年度豊山町一般会計補正予算（第 1 号）（教育委員会関係分）に対する意見に係る事務の代決を行ったことについて、同規程第 7 条第 1 項に基づき、承認を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

豊山町教育委員会教育長 伊藤 圭樹

提出理由

この案を提出するのは、令和 8 年度豊山町一般会計補正予算（第 1 号）（教育委員会関係分）に対する意見について、豊山町教育委員会事務決裁規程第 5 条第 1 項に基づき、教育長が事務の代決を行ったため、同規程第 7 条第 1 項により、承認を求める必要があるからである。

報告第 2 4 号

豊山町生涯学習推進審議会委員の委嘱又は任命について

豊山町生涯学習推進審議会条例（平成 1 6 年豊山町条例第 2 号）第 4 条の規定に基づき、下記のとおり豊山町生涯学習推進審議会委員を委嘱又は任命しましたので報告します。

記

No.	氏名	選出区分	所属等
1	前田 治	学識経験者	至学館大学 健康科学部 非常勤講師
2	堀田 裕子	学識経験者	摂南大学 現代社会学部 教授
3	岡 泰宏	教育関係者	豊山中学校校長
4	小出 芳子	教育関係者	元新栄小学校校長
5	高山 誠	教育関係者	元新栄小学校 P T A 会長
6	坪井 万里子	教育関係者	豊山町文化協会
7	渡邊 登美子	教育関係者	豊山町体育協会
8	鈴木 育生	教育関係者	豊山町子ども会連絡協議会
9	夏山 杏子	教育関係者	豊山町民生児童委員協議会
10	永末 猛	関係町民団体代表者	豊山町スポーツ少年団
11	横田 久旨	関係町民団体代表者	豊山町老人クラブ連合会
12	柴田 里子	関係町民団体代表者	豊山町商工会
13	縄田 敦子	生涯学習ボランティア代表者	志水小 P T A どんぐり読書会
14	竹内 智恵子	一般公募	ホームステジャー 豊山町まちづくりサポーター

<任 期>

令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日

<設置根拠>

豊山町生涯学習推進審議会条例

参考

豊山町生涯学習推進審議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（以下「基本構想等」という。）に基づく、生涯学習の推進に係る施策について審議し、又はこれらの事項について町長に建議するため、豊山町生涯学習推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関して調査審議をする。

- （1） 基本構想等に基づく実施計画及び施策の策定並びにその変更に関する事項
- （2） 基本構想等に基づく実施計画の進捗状況の点検に関する事項
- （3） 生涯学習ボランティアの推進に関する事項
- （4） その他生涯学習推進施策に関する事項

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

（構成）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 学識経験のある者
- （2） 教育関係者
- （3） 関係町民団体の代表者
- （4） 生涯学習ボランティアの代表者
- （5） 一般公募により選出された者

（任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。